**「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部改正案」に関するパブリックコメント提出意見**

2022年9月13日

日本私大教連中央執行委員会

「既設学部等の収容定員充足率が5割を上回ることを認可基準に加えること」に断固反対する。

（理由）

　この改正は、収容定員充足率が5割以下の学部（短期大学の場合は学科、以下同じ）が一つでもあれば、当該大学が授与する学位の種類および分野の変更を伴う学部の改組・新設、設置者の変更が不可能になることを意味している。定員割れに苦しんでいる私立大学に、極めて強い規制をかける重大な改正である。

そうであるにもかかわらず、中教審や教育未来創造会議などの公開された場で議論されておらず、極めて唐突に提起されたものであり、この措置を導入する必要性や根拠もまったく明らかにされていない。そもそも、収容定員充足率が5割以下の学部がどの程度存在し、どのように分布しているかといった基礎的なデータさえ示されていない。まったくエビデンスに基づかない改正であり、とうてい容認することはできない。

　文科省はこの改正を行う目的として、パブリックコメントに提示した「告示案について（概要）」の「改正の趣旨」において、①「大学等の健全な経営を実現し」、②「経営困難に伴う学生の修学機会の喪失を防ぐ」という2点を挙げている。

1点目については、この改正でなぜ「健全な経営」が実現されるのか、まったく不明である。むしろ、需要のある分野に学部を再編して経営状態を改善することを妨げるものである。　また、一部報道によれば、定員充足率が5割以下の学部を抜本的に改革する場合について、文科省は「届出による定員削減や学部廃止等によって対応することができる」と説明したという。これが事実であれば、今般の改正は定員削減や学部廃止を迫るための改正ということになる。すでに、定員割れ学部の定員削減を行っている大学は少なくない。そうした大学にさらなる削減を迫って規模を縮小させたり、学部廃止という社会的にインパクトの強い手段を迫ることで、「健全な経営」など実現することなどはできない。逆に経営状況を悪化させ、当該大学に学ぶ学生、当該大学に進学を希望する学生の修学機会を奪うことにつながりかねない。まったく不当な措置と言わざるを得ない。

2点目については、収容定員充足率が5割以下の学部が一つでもある大学は、ごく近い将来に経営破綻することを前提としているが、事実に反する。定員割れをきたしていても、財政余力がある大学法人は珍しくはない。そうした大学法人から学部再編という選択肢を奪うことは、行政権限の濫用である。

深刻な定員割れは、大都市圏の私立大学より地方の私立大学に、大規模私立大学より小規模私立大学に偏在していることは周知の事実である。その要因には、都市部と地方の大学進学率の大きな格差、その背景にある家計の学費負担能力の格差、スケールメリットによる財政力の格差など、構造的問題が存在する。政府が長期にわたり私立大学等経常費補助を削減・抑制しつづけ、さらには定員割れ大学に対して懲罰的な補助金減額措置を強化し、地方中小規模私大の教育研究活動の基盤を弱体化させてきたことも、大きな要因である。

　こうした背景の中で定員割れに苦しんでいる私立大学に対して、一片の告示の改正によりいっそうの困難を押し付け、撤退を迫るものにほかならない。改正案の撤回を強く求める。